

# 社会福祉法人葉山町社会福祉協議会会員規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第30条第3項に基づき会員に関する必要な事項を定める。

## (会員の種類)

第2条 本会の会員は、一般会員及び賛助会員とする。

## (一般会員)

第3条 一般会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1種会員 葉山町に住所を有する世帯
- (2) 第2種会員 町内会連合会
- (3) 第3種会員 民生委員児童委員協議会
- (4) 第4種会員 社会福祉施設
- (5) 第5種会員 社会福祉に関係ある団体
- (6) 第6種会員 社会福祉に関心を持つ団体
- (7) 第7種会員 社会福祉に関係ある行政機関の代表
- (8) 第8種会員 有識者

## (賛助会員)

第4条 賛助会員は、本会の趣旨目的に賛同し、本会の事業に要する経費を賛助する個人、団体及び法人とする。

## (入 会)

第5条 会員となるには、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。ただし、第7種及び第8種会員については、理事会の推薦によるものとする。

## (会 費)

第6条 会員となった者は、次の会費区分により毎年会費を納めるものとする。

### (1) 一般会費

第1種会員 年額一口 500円

第2種から第8種会員 年額一口 1,000円

### (2) 賛助会費 年額一口 3,000円

2 前項の会費は、年度の途中にあつて入会・退会の場合においても月割計算は行わないものとする。

(退 会)

第7条 会員は、次に掲げる場合退会したものとする。

- (1) 会員から申し出があった場合
- (2) 会員たる資格を失った場合
- (3) 除名された場合

(除 名)

第8条 会員が本会の名誉を毀損したとき、又は本会の趣旨目的に反する行為があったときは、理事会の議決により除名することができる。

2 前項の除名議決があったときは、除名処分を付した文書をもってすみやかにその旨を当該会員に通知しなければならない。

(会員への報告等)

第9条 本会は、協議会が発行する機関紙をもって会員に次のことを報告しなければならない。

- (1) 事業計画及び予算について
- (2) 事業報告及び決算について

2 本会は、毎年その業務の運営について会員の意見を反映するように努めなければならない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月21日から施行し、昭和62年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年6月23日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年12月11日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年2月8日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない会員の選任は、この規程の例により行う。